

十勝圏複合事務組合特別職の職員の給与等に関する条例

〔平成30年2月28日〕

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、十勝圏複合事務組合の特別職の職員の給与等について定める。

(特別職の範囲)

第2条 この条例において特別職の職員とは、副組合長をいう。

(給与)

第3条 特別職の職員に支給する給料月額を、次のとおりとする。

副組合長 693,000円

2 特別職の職員に支給する手当並びに給与の支給の条件、方法及び特例については、帯広市特別職の職員の給与に関する条例(昭和28年帯広市条例第5号)の規定を準用する。

(退職手当)

第4条 特別職の職員に支給する退職手当の額は、給料月額に在職期間1月につき100分の24.64を乗じて得た額とする。ただし、議会の議決を経て特に増額することができる。

2 退職手当の支給の条件及び方法については、帯広市職員退職手当支給条例(昭和60年帯広市条例第1号)の規定を準用する。

(旅費)

第5条 特別職の職員の旅費については、帯広市職員等の旅費に関する条例(昭和28年帯広市条例第7号)別表に規定する1等級の職員の例による。

(準用規定)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、帯広市の諸規則を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(退職手当支給の特例)

2 この条例の施行の日前において、十勝環境複合事務組合規約の規定により、副組合長の職にあった者が、この条例の施行の日において、副組合長に選任されたときは、第4条の規定により支給する退職手当について、十勝環境複合事務組合副組合長の在職期間を通算して支給する。

附 則(平成30年3月26日条例第12号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。